

**第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画
骨子（案）**

令和元年7月

洲本市

計画書の構成（案）

現計画構成	第2期計画の構成	主な記載事項
第1章 計画策定にあたって	第1章 計画策定にあたって	◇計画策定の趣旨や位置づけ等について記載 ◇主な制度的変更点として教育・保育無償化等について記載
第2章 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状	第2章 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	◇統計的データ等に基づく洲本市の現状・動向について社会的動向と併せて記載 ◇ニーズ調査結果の概要について記載 ◇関係団体ヒアリングの結果について記載 ◇第1期計画の進捗・達成状況について記載 ◇上記等を踏まえた課題について記載
第3章 計画の基本理念と施策体系	第3章 計画の基本的な考え方	◇洲本市の目指す子ども・子育て支援のあり方についてビジョンとして記載 ◇基本理念の実現に向けての方向性・施策体系について記載
第4章 施策の展開	第4章 子ども・子育て支援の総合的展開	◇施策体系に基づき、多様な取組について記載
	第5章 子ども・子育て支援事業計画	◇制度的に要請される計画記載事項を踏まえながら記載
第5章 計画の推進について	第6章 計画の推進について	◇第2期計画の点検・評価を含めた推進体制と手法等について記載

【主な変更点】

※現行計画では“第4章”に「子ども・子育て支援事業計画」が含まれているが、幼児期の教育・保育に関する量的見込みと確保策を中心とする内容について“第5章”にて「子ども・子育て支援事業計画」として掲載

第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画イメージ

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

- 全国的な少子化の進展と我が国の少子化対策の経緯
- 「子ども・子育て支援法」の基本理念、子ども・子育て支援の意義を踏まえ、洲本市における子ども・子育て支援事業計画として作成

2 計画の位置づけ

- 「子ども・子育て支援法」第61条に基づく市町村計画
- 本計画を「洲本市子ども・子育て支援事業計画」の第2期計画として位置付ける
- 洲本市の最上位計画である「総合計画」並びに地域福祉計画をはじめとした関連個別計画などとの整合を図る

3 計画の対象

- 洲本市に居住するすべての子ども（0歳から概ね18歳未満）、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者を対象

4 計画の期間

- 令和2（2020）年度～6年（2024）度の5年間
- ※必要に応じ、計画期間中に見直しを行う場合もある

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て支援事業計画						第2期 子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制と策定の経緯

- 子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、子どもの保護者や学識経験者、教育・保育施設関係者等で構成される「洲本市子ども・子育て会議」を設置し、本計画の内容等を審議していただきながら検討・策定
- 洲本市における児童のいる家庭の状況及びニーズを把握するための基礎調査として、就学前児童と小学生の保護者を対象とするニーズ調査を実施
- 子育て関連団体へのヒアリングを実施（予定）
- 計画案のパブリックコメントの実施（予定）

第2章 洲本市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口・世帯・人口動態等

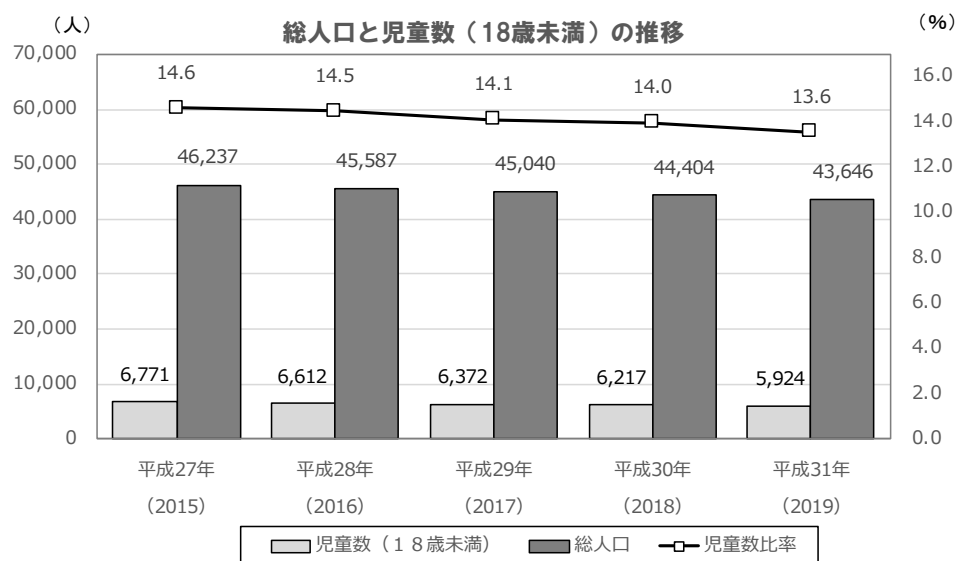
現時点のとりまとめ
今後追加予定

総人口とともに年少人口は減少しており、児童数比率も減少

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、また児童数（18歳未満）は平成27年の6,771人から平成31年には5,924人となって、4年間で847人（12.5%）の減少となっています。

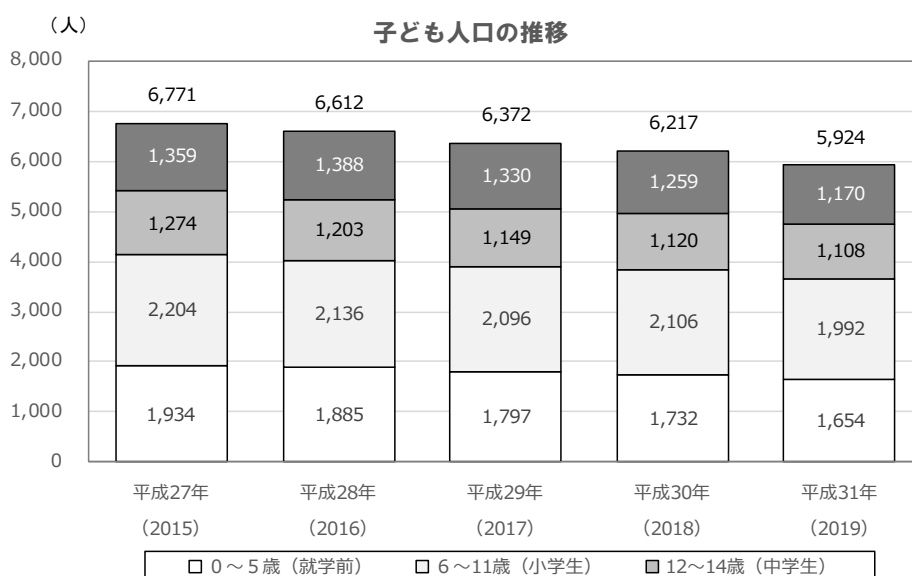
総人口に占める児童数比率でみると、平成27年の14.6%から平成31年には13.6%へ1.0ポイント減少しています。



※住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの数は、0～5歳（就学前児童）、6～11歳（小学生）、12～14歳（中学生）、15～17歳（高校生）のすべての区分で減少傾向です。

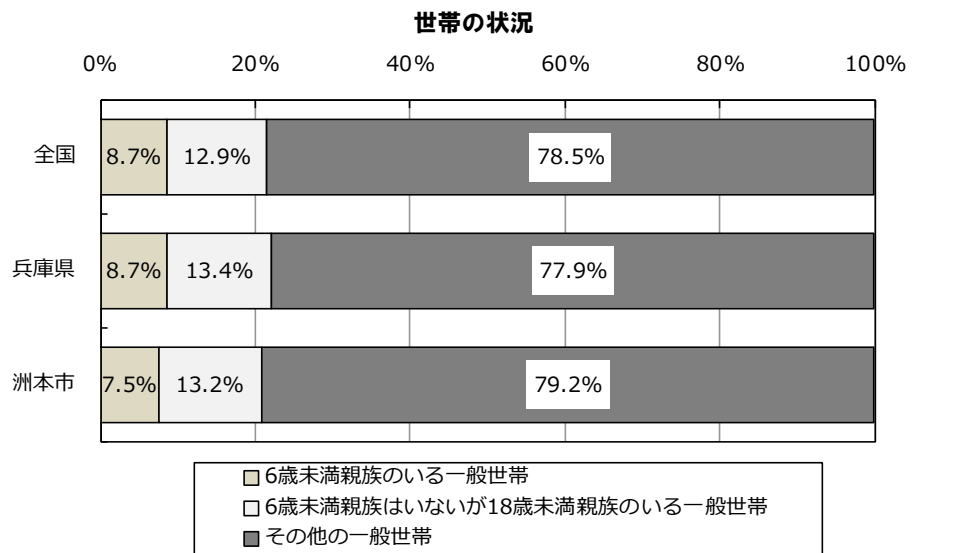


※住民基本台帳（各年3月末時点）

子どものいる世帯の割合はやや低く、6歳未満の子どものいる世帯は、8割程度が核家族

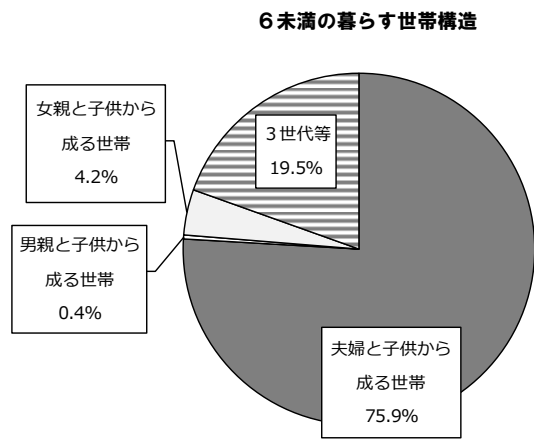
(3) 世帯構造

本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どものいる一般世帯は7.5%、6歳未満はなが18歳未満の子どものいる一般世帯は13.2%で、これらを合わせた18歳未満の子どものいる世帯は20.7%となり、全国水準や兵庫県水準を下回っており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・兵庫県の水準より低いことがわかります。



※国勢調査（平成27年）

6歳未満の子ども（1,813人）のいる世帯は1,362世帯であり、うち80.5%が核家族となっています。



	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	18,053	43,255	1,813
6歳未満がいる世帯	1,362	5,785	1,813
核家族	1,096	4,250	1,455
夫婦と子供から成る世帯	1,034	4,076	1,381
男親と子供から成る世帯	5	16	7
女親と子供から成る世帯	57	158	67
3世代等	266	1,549	358

※国勢調査（平成27年）

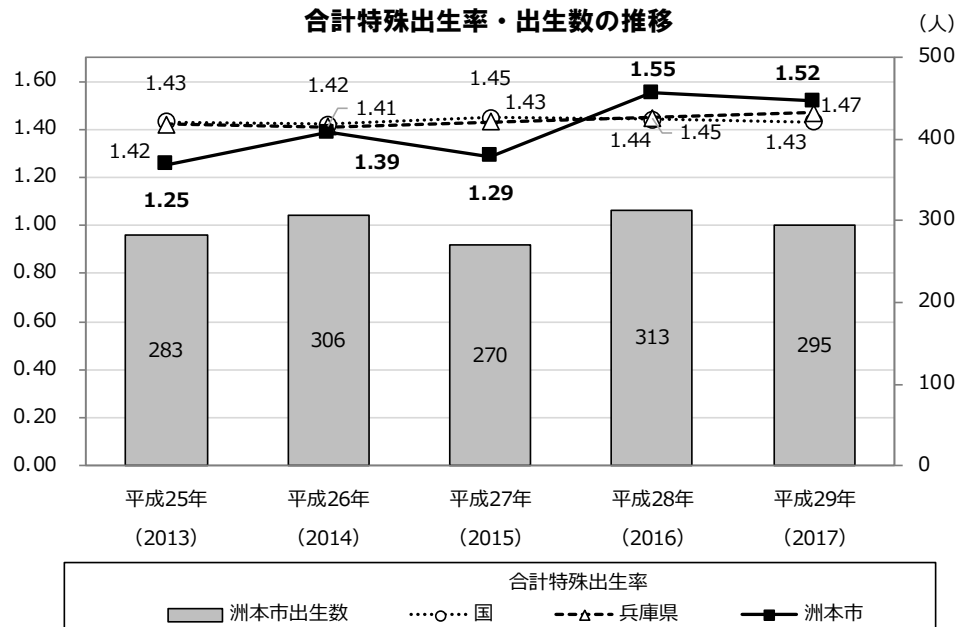
※6歳未満がいる世帯の合計は「非親族を含む世帯」を含む

合計特殊出生率は、近年は全国や県に比べて高い

(4) 出生の動向

合計特殊出生率の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成28年と平成29年は全国値や兵庫県の値よりも高い数値で推移しています。

出生数についても毎年300人前後で推移しています。



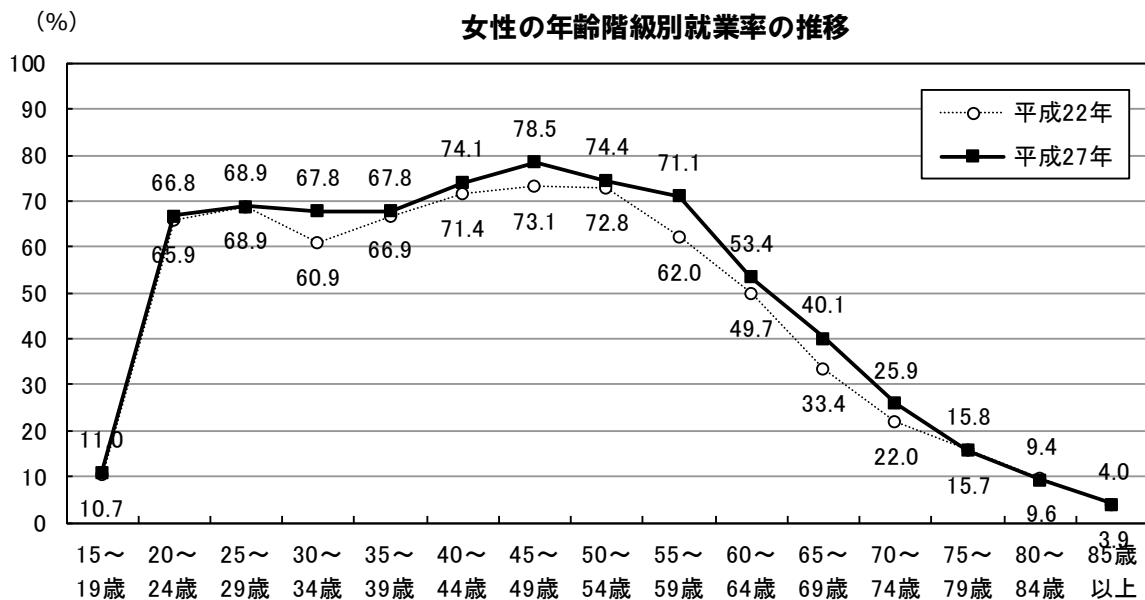
※合計特殊出生率（国、兵庫県：人口動態統計）、洲本市（出生数、女性人口により独自算出）

※出生数：人口動態統計

2 女性の就業状況

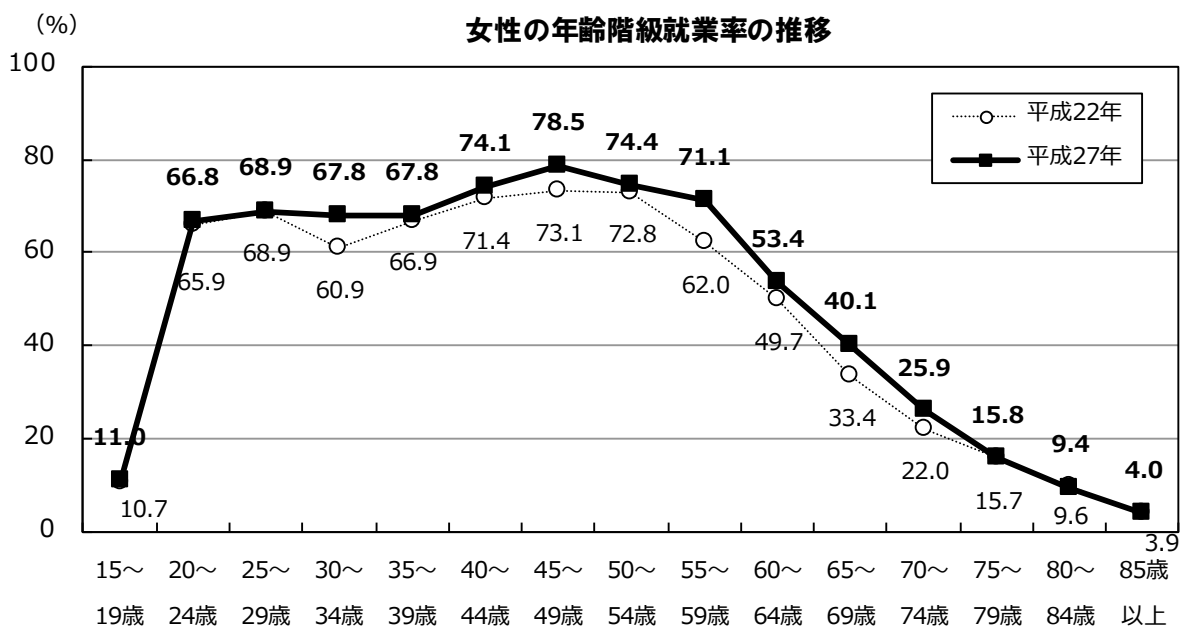
女性の就業率は全国・兵庫県の水準よりも高い

平成 27 年の女性の年齢階級別の就業率は、全体的に全国・兵庫県と比べてやや高い割合となっています。



※国勢調査（平成 27 年）

また、洲本市の女性の平成 27 年の就業率を、平成 22 年の就業率と比較すると、5 年間ですべての世代の就業率が増加しており、なかでも 30～34 歳の就業率が、6.9 ポイント程度の増加がみられ、M字カーブが緩やかになっています。



※国勢調査（平成 22・27 年）

3 教育・保育サービスなどの状況

※今後整理・分析予定

4 ニーズ調査の概要

(1) 調査の概要

本調査は、令和2年～令和6年度を計画期間とする「第2期洲本市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため実施したものです。

①調査の種類と実施方法

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成31年 2月8日～2月22日	郵送による 配布・回収
小学生アンケート	市内の就学児童（小学1～5年生）の保護者	平成31年 2月8日～2月22日	

※調査基準日：平成31年1月1日

②配布と回収状況

		配布数	回収数	回収率
就学前児童アンケート	今回	1,000 票	504 票 (うち白票6)	50.4%
	【参考】前回	1,539 票	729 票	47.4%
小学生アンケート	今回	1,000 票	519 票 (うち白票7)	51.9%
	【参考】前回	584 票	236 票	40.4%

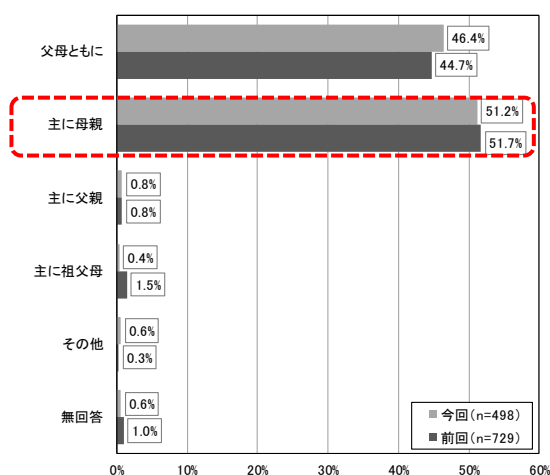
※前回の小学生アンケートは、1年生～3年生を対象として実施しています。

(2) 調査の結果からみる特徴と課題

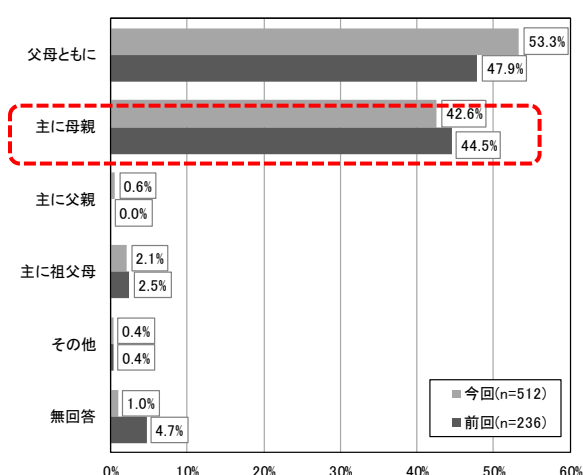
課題1 子育てを支援する地域社会づくり

★子育てを主に行っている方は、「父母ともに」が増加しているが、就学前は半数以上が「母親」
⇒さらなる「父親」の育児参加が求められる

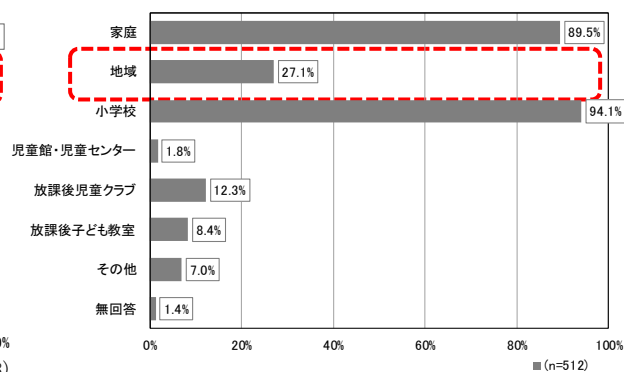
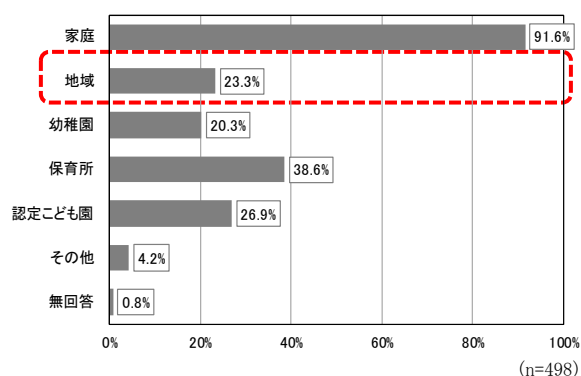
[就学前児童保護者]



[小学生保護者]

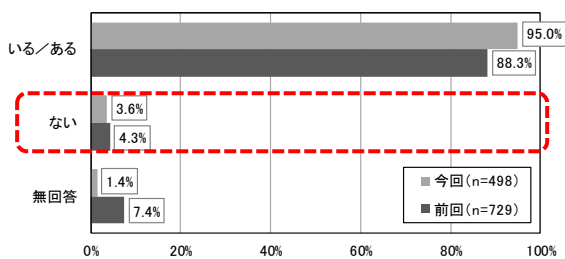


★子育てに大きな影響を与えると思う環境は、就学前・小学生の保護者共に「地域」は、2割～3割程度 ⇒地域全体での子育てを支援する体制の充実が必要

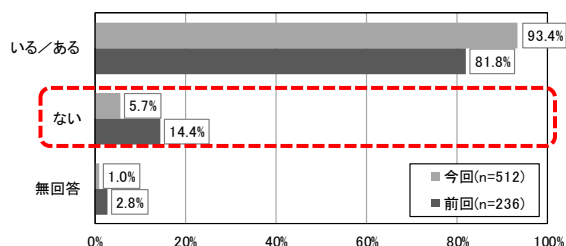


★相談相手がない方が就学前・小学生の保護者ともにわずかながらみられる⇒相談窓口のさらなる周知等が必要

[就学前児童保護者]



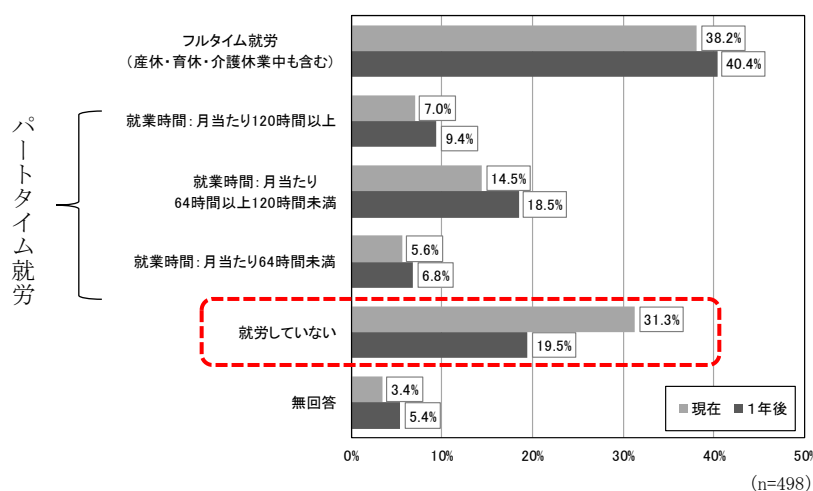
[小学生保護者]



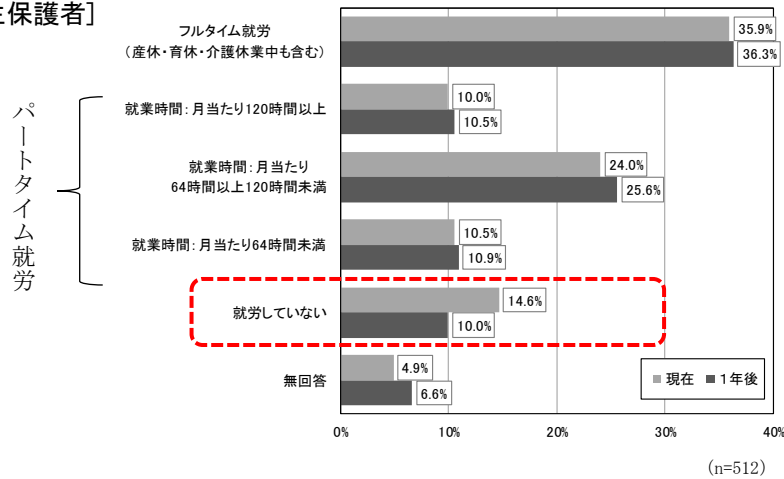
課題2 幼児期の教育・保育の充実

★母親の就労状況は、就学前・小学生の保護者ともに1年後に「就労していない」方が減少⇒保育需要や放課後児童クラブの利用意向のさらなる高まりが想定される

[就学前児童保護者]

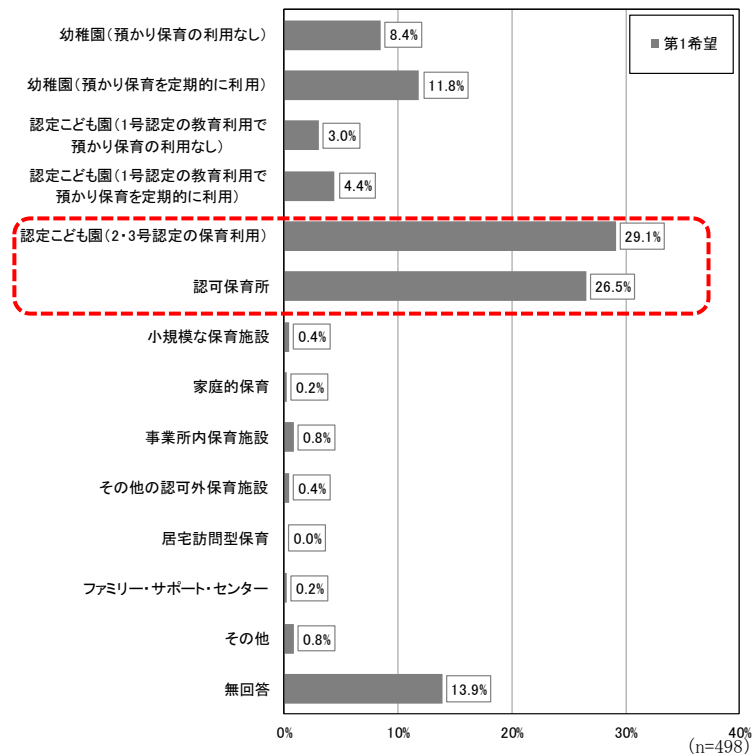


[小学生保護者]



★利用したい教育・保育事業は「認定こども園（2・3号認定の保育利用）」と「認可保育所」の利用意向が高い

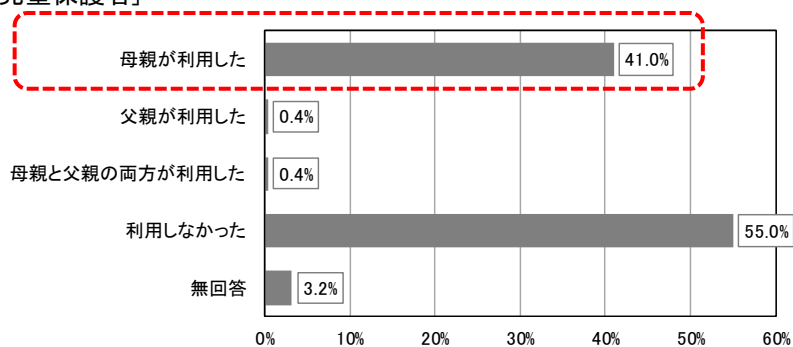
[就学前児童保護者]



課題3 仕事と子育ての両立支援

★育児休業の取得状況は、父親の「利用した（取得中である）」は0.4%と少ない⇒父親の育児参加に向けて、制度の周知や男性が育休を取得しやすい職場環境の醸成が重要

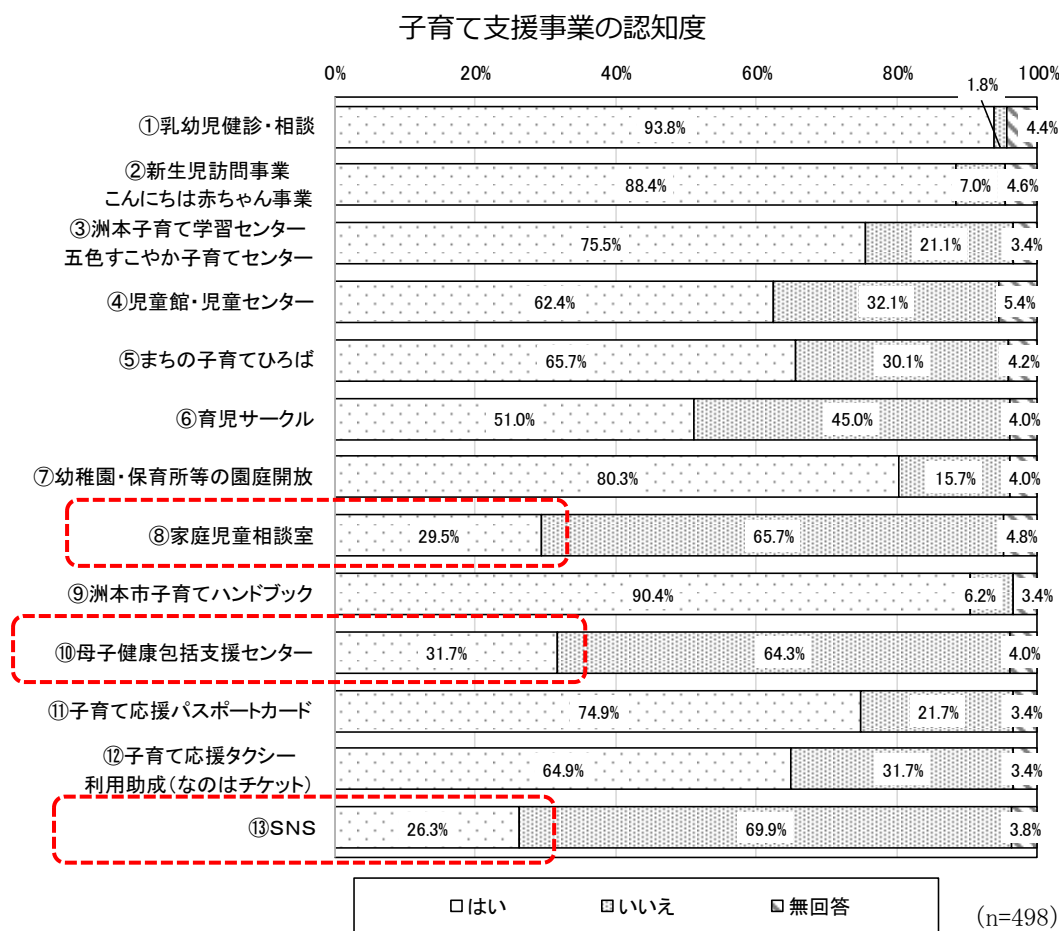
[就学前児童保護者]



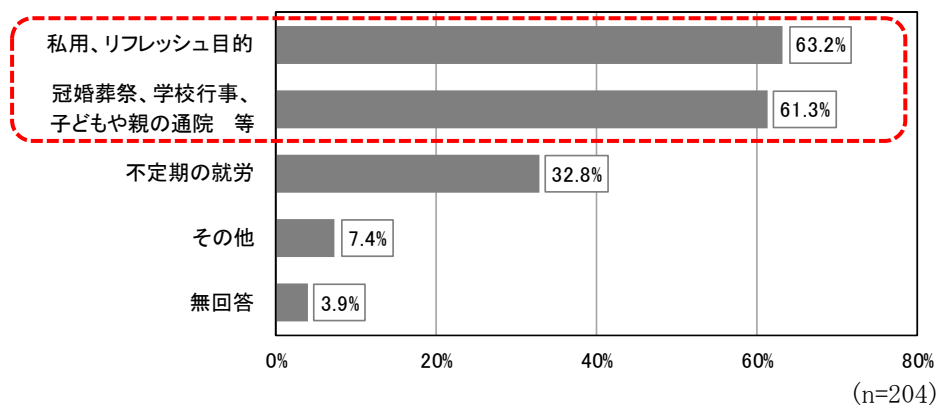
課題4 様々な子育て支援策の充実

★子育て支援事業の中で、各種情報・相談事業の認知度が低い⇒さらなる周知等が必要

[就学前児童保護者]

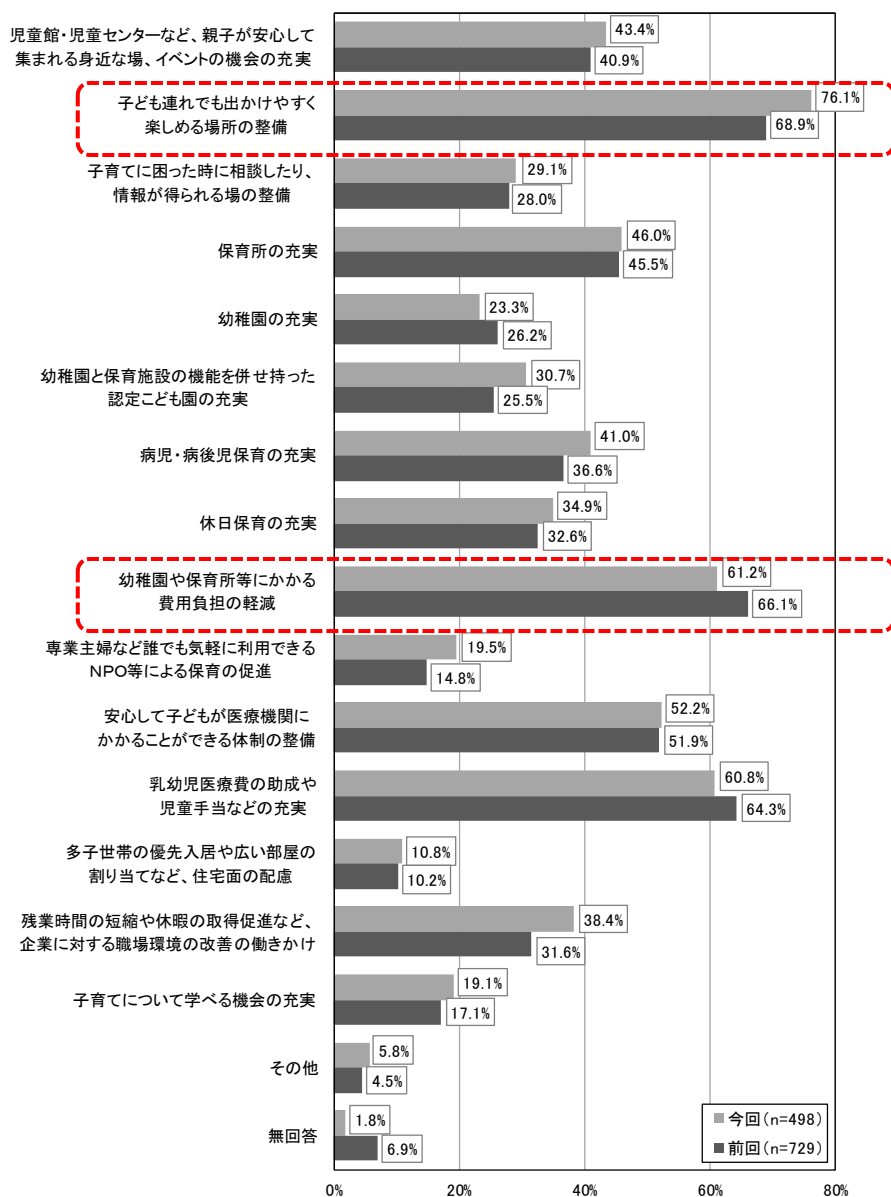


★不定期事業の利用目的は、「私用、リフレッシュ目的」や「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院 等」が高い⇒働いている、いないにかかわらず、すべての子育て家庭を支援するサービスの充実を図るとともに、利用しやすい提供体制を整えることが必要

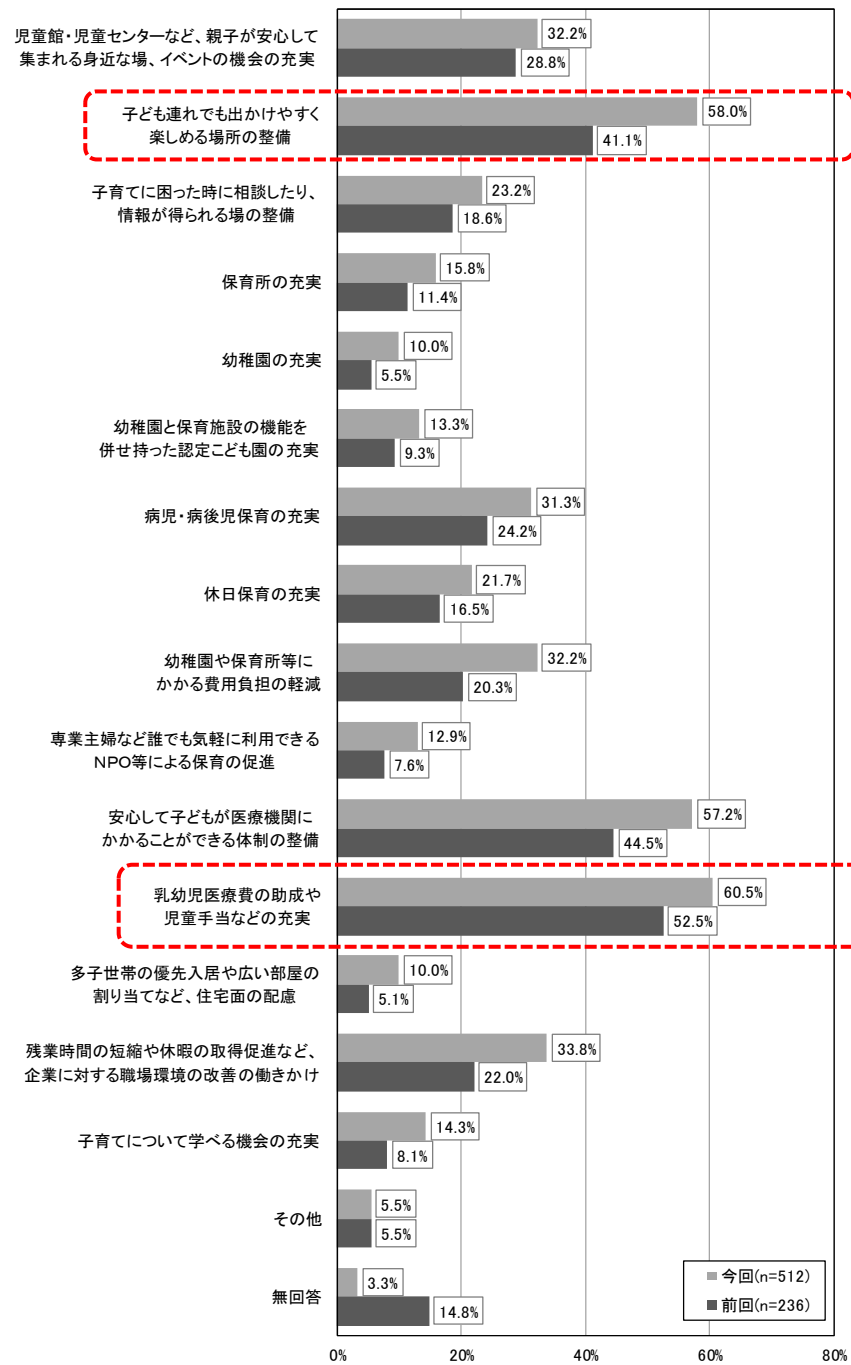


★望ましい子育て支援施策は、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」や経済的負担の軽減などの割合が高い⇒遊び場などの整備とともに幼児教育の無償化による改善が図られるが、市の手厚い支援制度等について、今後も適正な運用が求められる

[就学前児童保護者]

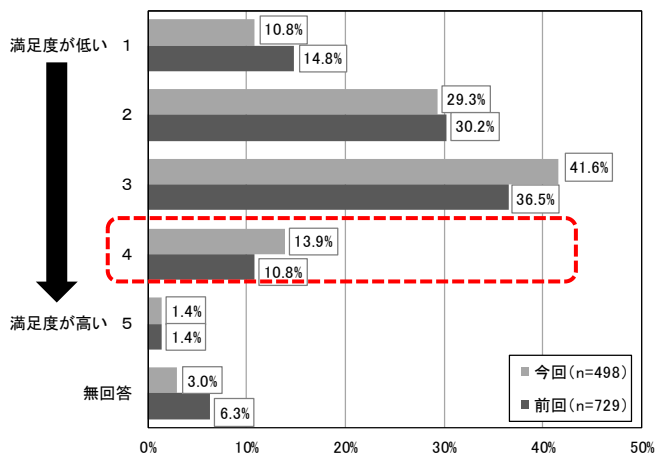


[小学生保護者]

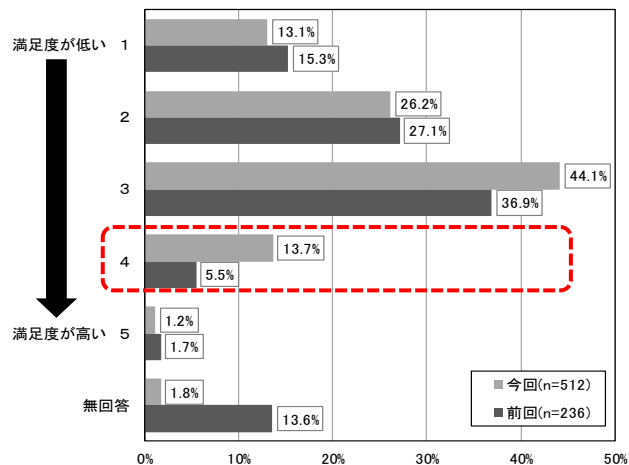


★洲本市の子育て環境や支援への満足度は、就学前・小学生の保護者ともに、前回調査と比較して満足度が高い「4」が増加⇒今後もニーズを踏まえた取り組みや支援を行い、市民の満足度の向上につなげることが必要

[就学前児童保護者]



[小学生保護者]



5 関連団体ヒアリングの概要

※今後実施

6 第1期計画の進捗評価

※今後整理・分析予定

第3章 計画の基本的な考え方

1 子ども・子育て支援の基本理念

検討ポイント

本計画は、「洲本市子ども・子育て支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期の取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を踏襲することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち

2 計画の基本目標

検討ポイント

○「第1期 洲本市子ども・子育て支援事業計画」に掲げられた計画の基本目標についても継承の方向で検討（※設定の根拠や考え方については、各種調査結果等を踏まえ更新）

基本目標1 子ども・成長を支える教育・保育の環境づくり

次代の担い手である地域の子どもたちが豊かな人間性を培い、たくましく生きる力を育み、さらに家庭を築き、子どもを産み育てる喜びを感じていけるように、親子がともに学び、育ち合うための学習の機会や場の整備を推進します。また、女性が働きやすい環境を整えるため、教育・保育サービスの充実と、その質の向上をめざします。

基本目標2 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

子どもが健やかに生まれ、育つことができる環境の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、子どもとその家族の健康を実現するための支援を推進します。また、虐待防止に向けた支援や、子どもの発達に対する支援、障害児施策に関しても充実を図り、多様な子育て支援サービスの充実に努めます。

基本目標3 子ども・子育てを地域で支え合う環境づくり

まちが一体となって子どもたちを見守ることができる子育て支援サービスを推進します。特に各主体が連携を図りながら、子育て支援ネットワークを充実させ、祖父母などの家族の協力を得られるように働きかけ、子どもと親双方の育ちを支援していきます。また、子どもを安心して産み育てることができる安全なまちをめざして、警察や幼稚園、保育所、学校等との連携を強化するとともに、地域の住環境、道路交通環境、公共施設等の整備を推進し、犯罪を未然に防ぐまちづくりを推進します。

基本目標4 子育てと仕事を両立できる環境づくり

男女がともに子育てをしながら働きやすい社会を実現すべく、多様で弾力的な保育サービスの充実を図っていきます。子育て家庭だけでなく、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援をめざします。さらに、男性が子育てに積極的に参加できるよう、子育て家庭に配慮した企業の取組みが促進されるよう、企業への働きかけにも取り組んでいくと同時に、父親が子育てに目を向け、家族全体で協力して子どもを産み育てていく意識を広めていくことに努めます。

3 施策の体系

第1期計画では、施策の体系は以下のとおりです。

今後、基本指針の変更等も踏まえ、体系について検討を行います。

基本
理念

洲本で子育て！みんなきらめく笑顔のまち

【基本目標】

基本目標1

子どもの成長を支える
教育・保育の環境づくり

【施策の展開】

- (1) 教育・保育の提供区域の設定
- (2) 教育・保育サービスの充実
- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実
- (4) 子どもの健全育成

変更予定

基本目標2

安心して子どもを産み育てる
ことができる環境づくり

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 小児医療等の充実
- (3) 子育てに配慮した地域環境の整備
- (4) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (5) 障害児施策の充実

基本目標3

子ども・子育てを地域で
支え合う環境づくり

- (1) 子育て支援ネットワークづくり
- (2) 家庭や地域の教育力の向上
- (3) 児童虐待防止対策の充実
- (4) 次代の親の育成
- (5) 食育の推進
- (6) 子どもの安全・安心の確保

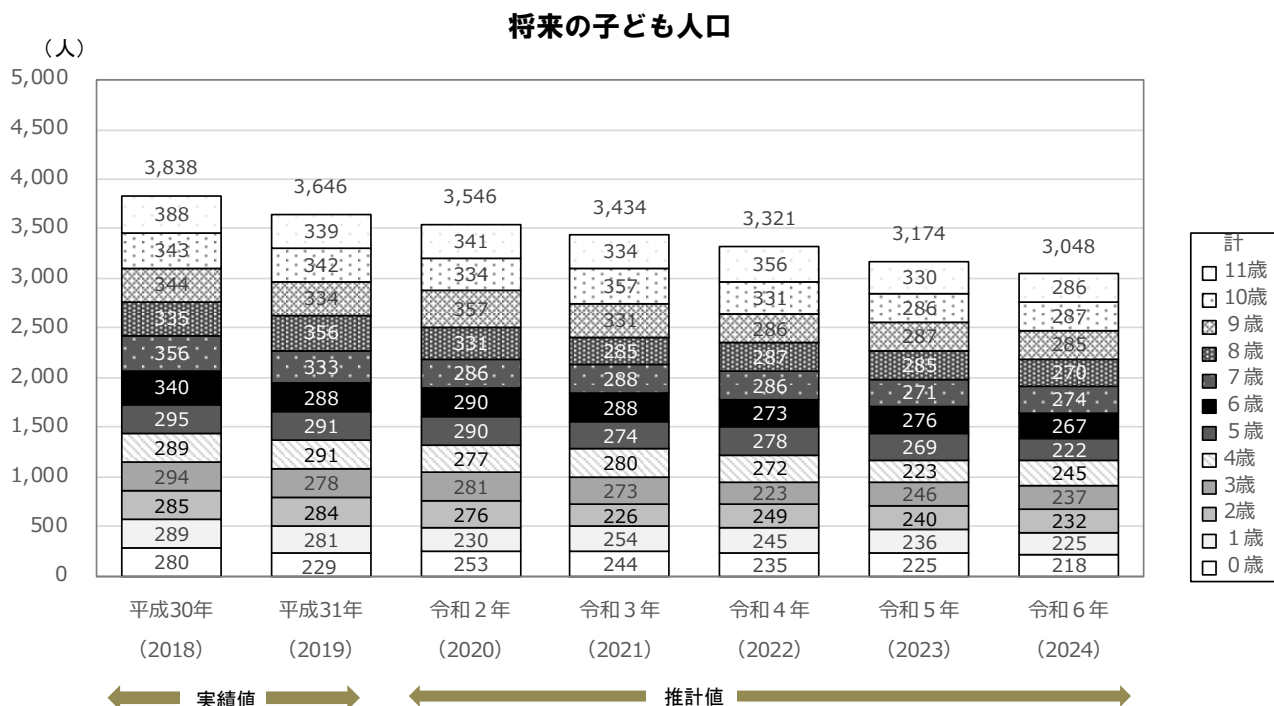
基本目標4

子育てと仕事を両立できる
環境づくり

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し親の育成

4 将来フレーム（将来の子ども人口）

未就学児、小学生の子ども人口は、平成31年の3,646人から緩やかに減少し、令和6年には現在の84%の3,048人となる見通しです。



		実績値		推計値				
		平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
未就学児	0歳	280	229	253	244	235	225	218
	1歳	289	281	230	254	245	236	225
	2歳	285	284	276	226	249	240	232
	3歳	294	278	281	273	223	246	237
	4歳	289	291	277	280	272	223	245
	5歳	295	291	290	274	278	269	222
	小計	1,732	1,654	1,607	1,551	1,502	1,439	1,379
小学生	6歳	340	288	290	288	273	276	267
	7歳	356	333	286	288	286	271	274
	8歳	335	356	331	285	287	285	270
	9歳	344	334	357	331	286	287	285
	10歳	343	342	334	357	331	286	287
	11歳	388	339	341	334	356	330	286
	小計	2,106	1,992	1,939	1,883	1,819	1,735	1,669
中学生	12歳	339	383	336	338	331	353	327
	13歳	388	335	383	336	338	331	353
	14歳	393	390	335	383	336	338	331
	小計	1,120	1,108	1,054	1,057	1,005	1,022	1,011
高校生	15歳	369	387	386	332	380	333	335
	16歳	425	360	384	383	329	377	331
	17歳	465	423	361	385	385	329	379
	小計	1,259	1,170	1,131	1,100	1,094	1,039	1,045
0～17歳 合計		6,217	5,924	5,731	5,591	5,420	5,235	5,104

※実績値は「住民基本台帳」4月1日現在（外国人を含む）

第4章 子ども・子育て支援の総合的展開

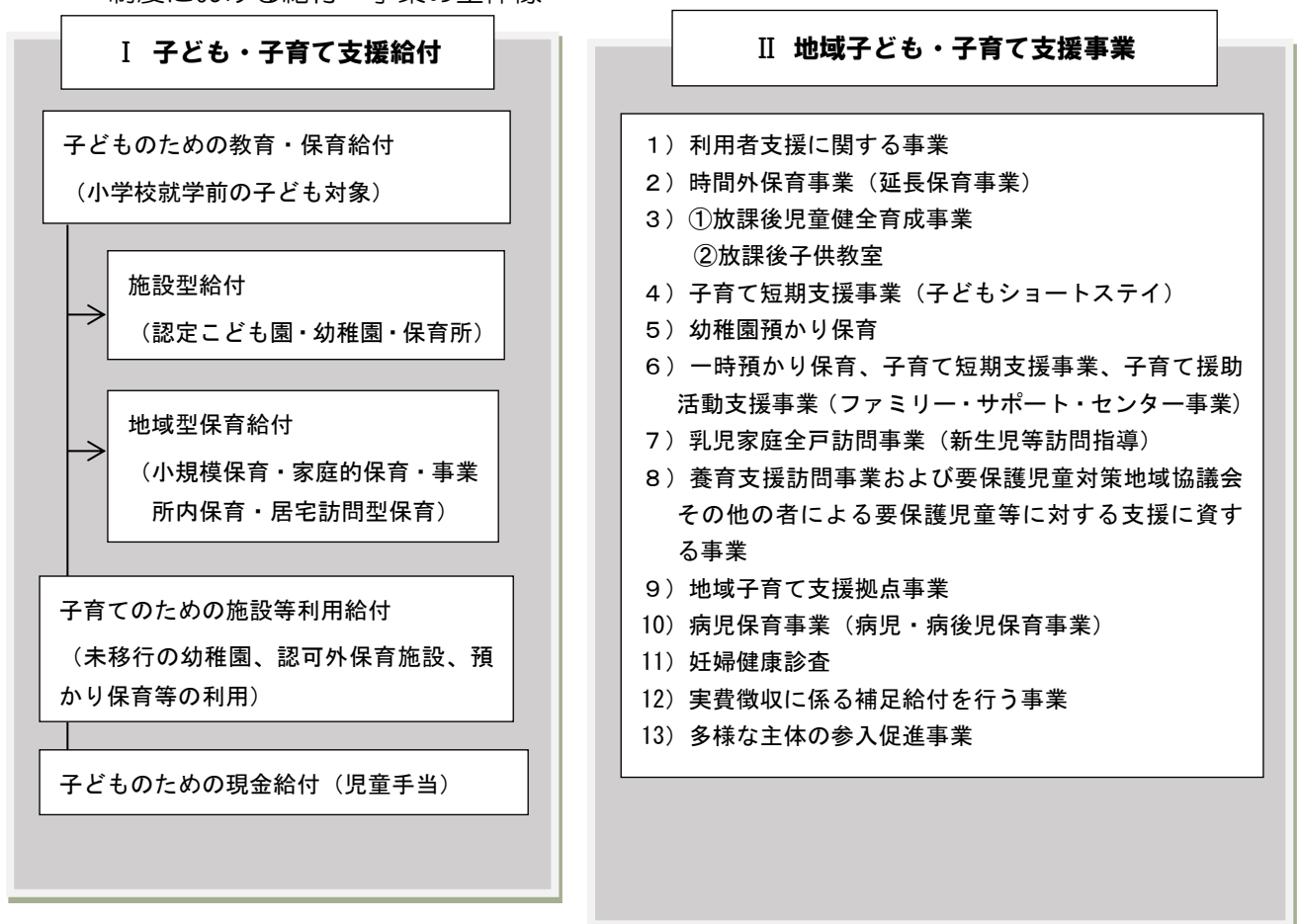
○第3章の基本目標に紐づく施策の展開を掲載

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援制度の概要

○制度の概要

制度における給付・事業の全体像



2 教育・保育提供区域

- 「量の見込み」や「確保方策」を設定する単位として、「教育・保育提供区域」を設定
- 第1期計画においては、既存の地域特性や上記の観点も踏まえ、本市では教育・保育提供区域について、次のとおり設定。

本市における教育・保育の提供区域は、全市的な取組みやまちの構想に基づき、市民の移動実態を踏まえた施設、事業の整備など、敏速かつ柔軟に対応できるといった点を加味して、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

3 教育・保育の量の見込みと確保の内容

- 教育・保育提供区域ごとの、計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める
- 市内に居住する子どもについて、現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の「利用状況」実績データに基づく推計を基本にしつつ、その補正を行うための参考データ取得のひとつの手法としてニーズ調査を位置づけ、活用し、「量の見込み」を算出し、計画期間内における「目標事業量」を設定
- 保育の必要性の認定区分ごとに設定することが基本

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

- 教育・保育の量の見込みと同様に、「利用状況」実績データ等を踏まえながら、市として実施するメニュー、事業量を検討・決定
- 文部科学省・厚生労働省策定の「新・放課後子ども総合プラン」（2019～2023年度）に基づく取組等についても設定

5 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

- 幼保連携型認定こども園の普及に係わる基本的考え方
- 幼稚園教諭と保育士の研修に対する支援等に関する事項
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割とその必要性等に係わる基本的な考え方及びその推進方策
- 幼稚園、保育所と小学校（幼・保・小連携）との円滑な接続の取組の推進 ほか

第6章 計画の推進について

- 第2期計画の点検・評価を含めた推進体制と手法等について示す

資料編